



札幌・西区に夢と希望と活力を!

発行日/ 令和5年3月1日

西区・札幌市議会議員 いいじま弘之 市政報告書

iiijimaNEWS Vol.16

いいじま弘之

札幌市議会議員 **西区**

●冬季オリンピック・パラリンピック招致特別委員会委員 ●厚生委員会委員

2023年も札幌市、西区のために力を尽くし 市政の諸問題に全力で取り組んでまいります。

春の訪れが待ち遠しい季節となりましたが、札幌市、そして西区民の皆様には益々ご健勝のことと存じます。また日頃より、いいじま弘之の市政活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

2007年の市議会議員初当選から議員活動も4期16年となり、この間、市民の皆様の多くの声に耳を傾け、札幌市が抱える諸問題に取り組んでまいりました。昨年は、超党派の議員提案による札幌市歯科口腔保健推進条例の制定を実現し、座長としての務めを果たすこともできました。また、札幌市の除排雪体制の強化にも積極的に意見を投げ掛け、雪堆積場の増設など、市民の皆様の安全安心な暮らしの確保に務めております。

初当選時に掲げた「札幌・西区に夢と希望と活力を」の思いは変わらず、引き続き、活気ある札幌市のために尽力する所存であります。皆様におかれましてはなお一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議会運営委員長として委員会を進行。

札幌市議会議員 **いいじま 弘之**



シンボルマークについて

このマークは「高齢者・子ども・残障世代」を返し、ともに支え合う、あたたかいまちづくりをという願いを込め、iiijimaの「ij」をなぞらせてデザインしました。

TOPICS!



市民の口腔の健康を守る 札幌市歯科口腔保健推進条例が 制定されました。

自民・民主市民連合・公明の各市議会議員12名からなる歯科口腔保健推進プロジェクトが2年をかけて取り組んでまいりましたが、令和4年5月の第2回定例会において可決成立いたしました。党派を超えて取り組んだ議員提案による条例は過去にあまり例がなく、プロジェクト座長として責任を果たすことができました。

歯科口腔保健推進プロジェクトは、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目指して発足したもので、これまでに12回にわたる会議や勉強会、市民アンケートなどを実施したほか、口腔保健の先進地（京都市・神戸市・新潟市）を視察するなど、条例の制定に向けてさまざまな角度から検討を重ねてまいりました。

このたびは乳幼児期・学齢期から成人期・高齢期、さらに障がい者や要介護者など、全ての市民が口腔の健康を保つことで、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目的とする本条例の制定を皆さまにお知らせするとともに、本条例の有効な活用にご期待いただければ幸いです。



議会にて札幌市歯科口腔保健推進条例について説明。



座長として、秋元市長に条例案を提出。

議員提案条例

札幌市歯科口腔保健 推進条例の概要

- 1条 目的
- 2条 定義
- 3条 基本理念
- 4条 市の責務
- 5条 市民の責務
- 6条 歯科医療等関係者の責務
- 7条 保健医療等関係者の責務
- 8条 事業者の責務
- 9条 基本的施策
- 10条 計画の策定
- 11条 効果的な歯科保健対策の推進等
- 12条 歯科口腔保健推進会議
- 13条 財政上の措置
- 14条 市長への委任

令和5年度に向けた政策要望 懇談会が開催されました。

令和5年度に向けて、札幌市内の各業界団体や各区の代表の皆様からの政策要望をお聞きする恒例の懇談会が開かれ、幹事長として出席しご挨拶をさせていただき、地域や業界団体の現状と課題について意見交換を行いました。

要望はコロナ禍での経済支援や原油・原材料価格の高騰抑制に係る支援策の拡充、市内の除排雪体制の改善など多岐にわたり、来年度予算に向けて要望実現に努力してまいります。



北海道私立専修学校各種学校連合会より令和5年度に向けた要望を受けました。



西区からの政策要望について懇談いたしました。

皆様のお声を
お聞かせください

いいじま 弘之 政務調査室

〒063-0062 札幌市西区西町南8丁目2-21 ロイヤルビル 2階

TEL (011) 663-3322

FAX (011) 662-7756

E-mail info@iiijima-hiroyuki.jp



「いいじま弘之」ホームページはスマホからもご覧になれます